

一般社団法人 福祉事業振興会  
定 款

2018年10月

# 一般社団法人 福祉事業振興会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福祉事業振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、介護福祉タクシーの普及を中心とした福祉事業、及び関連事業を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）
2. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）の配車コールセンターの運営
3. 福祉・介護移送業界の発展・成長に向けた、各種啓蒙・普及・広報活動
4. 福祉・介護移送サービス向上のための情報提供
5. 全各号にかかげる事業に附帯する又は関連する一切の事業並び業務

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

(会員の種類)

第6条 当法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 会員は、当法人が別途定める会員規約に同意して入会した個人、団体、理事、若しくは理事が組織する団体及び協力企業とする。

(2) 賛助会員は、当法人が別途定める賛助会員規約に賛同して入会した個人、団体、理事、若しくは理事が組織する団体及び協力企業とする。

2 前項第1号の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第18号。以下、法人法という）の定める社員とする。

(会員の要件)

第7条 会員及び賛助会員の要件については、別途、会員規約及び賛助会員規約に定めるものとする。

(2) 会員規約及び賛助会員規約の変更及び改正は、当法人の理事会にて案を作成し、総会での決議をもって決定する。

## 第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、理事および会員（以下、会員と呼ぶ）をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第9条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員、賛助会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額

四 計算書類等の承認

五 定款の変更

六 解散

七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第10条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

また、他に必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第12条 総会の議長は、当該社員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第13条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第14条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

## 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第15条 前条総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事2名以上5名以内

二 監事2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち専務理事及び常務理事を若干名選出することができる。

4 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会及び賛助会員の参加する全体会議の決議によって選任する。

2 代表理事及び専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第23条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第28条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる

(解散)

第31条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

第32条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。



以上，一般社団法人福祉事業振興会の定款に相違ありません

平成30年 10月 1日

一般社団法人福祉事業振興会

代表理事 原田 一樹 印